

議案第19号

土 地 の 謙 渡 に つ い て

下記のとおり土地を譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び苦小牧市財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 謙渡する土地

- (1) 所 在 苦小牧市字沼ノ端18番132
- (2) 地 目 原野
- (3) 面 積 10,000.01平方メートル

2 謙渡の方法 売払い

3 謙渡予定価格 26,000,100円

4 相 手 方 苦小牧市 [REDACTED]

[REDACTED]

議案第20号

土 地 の 謙 渡 に つ い て

下記のとおり土地を謙渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び苦小牧市財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 謙渡する土地

- (1) 所 在 苦小牧市字沼ノ端18番134
- (2) 地 目 原野
- (3) 面 積 25, 897. 07 平方メートル

2 謙渡の方法 売払い

3 謙渡予定価格 54, 328, 157円

4 相 手 方 苦小牧市字沼ノ端49番地の11

大雄陸運株式会社

代表取締役 吉 田 大 作

議案第21号

消防指令業務に係る事務の受託に関する協議について

地方自治法第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に係る事務を白老町から受託することについて、次の規約のとおり協議をしたいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉博文

消防指令業務に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 白老町は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を苦小牧市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、苦小牧市の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は白老町の負担とし、白老町は苦小牧市の請求に基づきこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、苦小牧市長が白老町長と協議して定める。この場合において苦小牧市長は、委託費の明細に関する書類を白老町長に送付しなければならない。

3 苛小牧市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、苛小牧市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(決算の措置)

第4条 苛小牧市は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を白老町に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 苛小牧市は、委託事務の管理及び執行について、白老町と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、苛小牧市長と白老町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、苛小牧市長と白老町長が協議して定める日から施行する。

消防指令業務に係る事務の受託に関する協議について

地方自治法第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に係る事務を胆振東部消防組合から受託することについて、次の規約のとおり協議をしたいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉博文

消防指令業務に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 胆振東部消防組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を苦小牧市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、苦小牧市の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は胆振東部消防組合の負担とし、胆振東部消防組合は苦小牧市の請求に基づきこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、苦小牧市長が胆振東部消防組合管理者と協議して定める。この場合において苦小牧市長は、委託費の明細に関する書類

を胆振東部消防組合管理者に送付しなければならない。

3 苫小牧市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、苫小牧市の歳入歳出予算において計上するものとする。

(決算の措置)

第4条 苫小牧市は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を胆振東部消防組合に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 苫小牧市は、委託事務の管理及び執行について、胆振東部消防組合と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、苫小牧市長と胆振東部消防組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、苫小牧市長と胆振東部消防組合管理者が協議して定める日から施行する。

議案第23号

指定管理者の指定について

苦小牧市交通安全センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉博文

記

1 指定管理者

苦小牧市旭町3丁目5番20号

一般社団法人苦小牧地区交通安全協会

会長 伊藤光雄

2 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第24号

指定管理者の指定について

苫小牧市保健センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苫小牧市長 岩倉博文

記

1 指定管理者

苫小牧市旭町2丁目9番7号

一般財団法人ハスカッププラザ

理事長 沖一郎

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第25号

指定管理者の指定について

苦小牧市夜間・休日急病センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉 博文

記

1 指定管理者

苦小牧市旭町2丁目4番20号

一般社団法人苦小牧市医師会

会長 沖一郎

2 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第26号

指定管理者の指定について

苫小牧市ウトナイ交流センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苫小牧市長 岩倉博文

記

1 指定管理者

苫小牧市字植苗156番地30

株式会社植苗・美沢プロジェクト

代表取締役 丹羽秀則

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 27 号

指定管理者の指定について

苫小牧市沼ノ端交流センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

苫小牧市長 岩倉 博文

記

1 指定管理者

東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田智治

2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第28号

指定管理者の指定について

苦小牧市緑ヶ丘公園運動施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉博文

記

1 管理を行わせる施設

苦小牧市ハイランドスポーツセンター、苦小牧市営緑ヶ丘野球場、苦小牧市営清水野球場、苦小牧市営少年野球場、苦小牧市緑ヶ丘公園庭球場、苦小牧市緑ヶ丘公園サッカー場及び苦小牧市緑ヶ丘公園陸上競技場

2 指定管理者

苦小牧市若草町1丁目2番7号

緑豊建設株式会社

代表取締役 矢部 隆明

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第29号

指定管理者の指定について

苦小牧市緑ヶ丘公園に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉 博文

記

1 管理を行わせる施設

苦小牧市緑ヶ丘公園（苦小牧市ハイランドスポーツセンター、苦小牧市営緑ヶ丘野球場、苦小牧市営少年野球場、苦小牧市緑ヶ丘公園庭球場、苦小牧市緑ヶ丘公園サッカー場及び苦小牧市緑ヶ丘公園陸上競技場を除く。）

2 指定管理者

苦小牧市新明町5丁目29番9号

長岡造園株式会社

代表取締役 長岡直人

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第30号

指定管理者の指定について

市営住宅の集会所に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苦小牧市長 岩倉博文

記

| 管理を行わせる集会所 | 指定管理者 | 指定期間 |
|------------|--|------------------------|
| 青葉大成地区集会所 | 苦小牧市大成町1丁目3番 22号 西町親交会 会長 熊本修 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 光洋町集会所 | 苦小牧市光洋町3丁目12番 9号 あやめ町内会 会長 大橋政義 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 末広町集会所 | 苦小牧市末広町1丁目2番 22-706号 カトレア自治会 会長 石田照子 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 明徳団地集会所 | 苦小牧市明徳町4丁目3番 24-306号 明徳四丁目町内会 会長 川上嘉彦 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

| | | |
|--------|---|--------------------------------|
| 日新町集会所 | 苫小牧市日新町5丁目13 番4号 日新町集会所管理委員会 会長 千葉 隆 | 令和5年4月1日か ら令和10年3月31 日まで |
|--------|---|--------------------------------|